

Ⅱ 新庁舎の規模・配置

1 新庁舎の規模

新庁舎の規模については、将来の動向等を考慮のうえ人口や職員数等の基本指標を設定し、庁舎建設に関する国の諸基準や、他自治体の建設事例を参考としながら、新庁舎全体の必要面積を想定します。

(1) 規模算定の前提条件

① 基準年次

規模算定のための基準となる年次は、新庁舎完成後を想定した2024年(平成36年)とします。

② 規模算定の基本指標

庁舎の規模算定に必要な基本指標を次のとおり設定します。

人口は、国勢調査人口や伊佐市人口ビジョンを参考に2万4千人とします。

職員数は、伊佐市定員適正化計画及び庁舎統合等による人員の減を考慮し、新庁舎に配属する正規職員を243人、臨時・嘱託職員を含めて330人と想定します。

議員数は、現行の議員定数である18人とします。

基準年次 2024年	人口	職員数 (臨時・嘱託職員を含む)	議員数
人数	2万4千	330	18

(2) 新庁舎の必要面積の算定

① 新庁舎の延床面積

新庁舎の規模算定にあたっては、基本指標を基に、①総務省「起債許可標準面積算定基準」及び②国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による試算、並びに③近隣自治体の事例を参考に算定を行います。

面積算定基準	算定面積
① 総務省「起債許可標準面積算定基準」による算定	8,330 m ²
② 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による算定	7,259 m ²
③ 近隣自治体の事例を参考とした算定	8,015 m ²

以上の算定結果を基に**新庁舎の延床面積を概ね8,000 m²**と想定します。

なお、詳細については、基本設計等により再度精査することとなります。

Ⅲ 新庁舎の機能

(2) 耐震安全性

新庁舎の構造については、大規模地震を想定し、安全確保はもとより大地震動後の災害応急対策活動や業務継続性を考慮し、長期間使用が可能でかつ十分な機能が確保できる耐震性能を備えた構造体とする必要があります。

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等を参考とし、災害時の総合的な防災・災害対策拠点としての役割を担い、長期にわたる復旧・復興業務への対応が可能な庁舎とするため、耐震安全性については、構造体「Ⅰ類」、非構造部材「A類」、建築設備「甲類」の分類による目標を掲げ検討を進めます。

また、構造形式については、「耐震・制震・免震」の3種類の長所・短所を踏まえ、設計段階における建物構造、形状やコスト等の比較・検討を行い、決定します。

■ 耐震安全性の分類

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち地方ブロック機関が入居する施設 指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏及び大震法の強化地域にある機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
		指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類	A類	甲類
	救護施設	被災者の救難、救助及び保護 救急医療活動 消火活動等	病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設 病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設	Ⅰ類 Ⅱ類	A類 A類
避難所として位置づけられた施設	被災者の受け入れ等	学校、研究施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	Ⅱ類	A類	乙類
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
		石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	甲類
	多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他		一般官公庁施設	Ⅲ類	B類	乙類

出典：官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

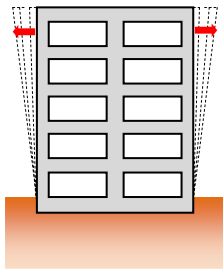
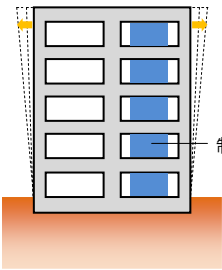
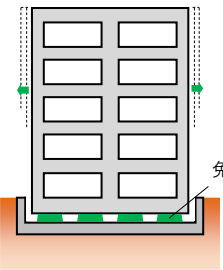
Ⅲ 新庁舎の機能

■ 耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

■ 耐震・免震・制震構造の比較

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ図			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、梁、壁などの構造自体による耐震構造 ・地震エネルギーがそのまま建物に伝わり揺れは大きい ・倒壊や崩壊を防止するが、大地震では多少の損傷は許容する ・耐震安全性の分類のⅠ類やⅡ類の場合は、耐力壁配置が必要となる ・大地震後には補修や復旧対応が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造に制振部材を付加し、建物の揺れを吸収、制御する構造形式 ・原則、耐震構造と同様に建物に地震の揺れが直接伝わる ・中高層以上で制振効果が得られ易く、低層では効果は発揮されにくい ・耐震構造に比べれば、補修や復旧対応は低減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部分に免震装置を設けて、建物の揺れを吸収する構造形式 ・地震の揺れを土台から回避することを目的とする ・上部構造の重さと剛性があるほど性能を発揮（低層、軽量には比較的に不向き） ・建物周囲にゆとりが必要で、接続配管等も可動対応となる ・大地震後でも損傷が少なく、補修や復旧対応は少ない
比較	<p>【工期】… 耐震構造（標準工期） < 制震構造（要大臣認定） < 免震構造（要大臣認定）</p> <p>【工事費】… 耐震構造 < 制震構造 < 免震構造（要5年毎の定期点検）</p>		